

入 札 公 告

令和 4 年度（仮称）小城フットボールセンター整備事業（土木）工事について、小城市建設工事条件付一般競争入札実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき、特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札（事前審査型）を行いますので、入札参加資格申請の受付の期間及び方法を次の通り公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

令和 4 年 5 月 31 日

小城市長 江里口 秀次

1. 工事の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 工事名 | 令和 4 年度（仮称）小城フットボールセンター整備事業（土木）工事 |
| (2) 工事場所 | 小城市牛津町勝字大戸ヶ里地内 |
| (3) 工事内容 | 基盤整備（コート外整備）一式
基盤整備（コート内整備）一式
下水道（推進工・開削工）一式 |
| (4) 予定工期 | 契約締結の日（議会議決の日）から令和 5 年 3 月 17 日まで |
| (5) 予定価格 | 事後公表 |
| (6) 最低制限価格 | 有 |

2. 入札参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- (1) 共同企業体の基本的要件、結成手続き等については、小城市建設工事共同企業体取扱要領（以下「取扱要領」という。）によるものとする。

- (2) 共同企業体の構成員の資格要件

ア すべての構成員の資格要件

- (ア) 小城市競争入札参加資格に関する規則（平成 17 年小城市規則第 111 号）第 3 条に定める入札参加資格のある者で、令和 3・4 年度の小城市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当す

る者でないこと。

- (ウ) 土木一式工事について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (エ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定により土木一式工事特 A 級の認定を受けていること。
- (オ) 申請書等の提出期限から開札の日までの間において、佐賀県及び小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- (カ) 本工事の申請書の提出期限の日以前 6 か月から開札の日までの間、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- (キ) 開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、前記（ウ）の決定を受けている者を除く。
- (ク) 当該工事の他の入札参加資格者（特定建設共同企業体にあつては他の構成員を含む。）と、資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。
- (ケ) 当該工事について、施工経験を有する建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を工事場所での工事期間に専任で配置し得る者であること。

イ 共同企業体の代表者の資格要件

- (ア) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定により、土木一式工事特 A 級の認定を受けている者であること。
- (イ) 出資比率が構成員中最大であること。
- (ウ) 建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得る者であること。

ウ 共同企業体の代表者以外の構成員の資格要件

- (ア) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定により、土木一式工事特 A 級の認定を受けている者であること。

エ 代表者及び代表者以外の地域要件

- (ア) 構成員のうち、代表者又は代表者以外のどちらか一方は、小城市内に本店を有し、本店で本工事の契約ができる者であること。
- (イ) 上記（ア）以外の構成員は、佐賀土木事務所管内に本店を有し、佐賀土木事務所管内の本店、支店又は営業所で本工事の契約ができる者であること。

(3) 共同企業体構成員の数

構成員の数は、2社とする。

(4) 出資比率

すべての構成員が30パーセント以上の出資率であること。

(5) 存続期間

(ア) 市工事の相手となった者

原則として当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過した日までとする。ただし、当該工事満了後において、当該工事につき、瑕疵担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

(イ) 市工事の相手とならなかった者

当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

3. 入札参加資格確認申請書及び提出資料

(1) 入札参加資格確認申請書（実施要領 様式第1号）

(2) 同種工事の施工実績調書（実施要領 様式第6号）及び実績を証明する書類

(3) 配置予定技術者調書（実施要領 様式第7号）及び経験を証明する書類

(4) 経営事項審査結果通知書の写し（有効期限内の最新のもの）

(5) 営業所一覧表（実施要領 様式第9号）及び建設業の許可を証明する書類

(6) 共同企業体協定書（取扱要領 様式第1号）

(7) 共同企業体編成表（取扱要領 様式第2号）

(8) その他添付書類

○様式については、小城市ホームページ [<https://www.city.ogi.lg.jp>] からダウンロードするか、下記受付場所に問い合わせること。

4. 入札参加等の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 令和4年6月1日（水）から令和4年6月13日（月）まで

ただし、土曜日、日曜日を除く。

午前9時から午後4時まで

(2) 受付場所 小城市役所 総務部総合戦略課総合戦略係

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

電話 0952-37-6110

(3) 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は令和4年6月13日午後4時必着）

5. 入札参加資格の確認

(1) 申請書を提出した申請者の入札参加資格は、小城市入札者指名等審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り決定する。

(2) 入札参加資格を確認した場合は、その旨を速やかに、入札参加資格確認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(3) 本工事の入札に参加できる者は、入札参加資格確認通知書（様式第3号）を受けたものに限る。

(4) 入札参加資格を有する旨の確認を受けた者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加できないものとする。

6. 入札参加資格の確認等に対する理由の説明

(1) 入札参加資格の確認等、条件付一般競争入札の手続きに関し異議がある者は、事実を知り得た日の翌日から起算して5日（小城市の休日に関する条例（平成17年小城市条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下、「休日」という。）を含まない。）以内に書面により、市長に理由説明を求めることができる。この書面の提出先は総務部総合戦略課とする。

(2) 市長は、前記により説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に入札参加資格確認等説明書（様式第5号）により回答する。

(3) 前記の理由説明に不服がある者は、書面を受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、委員会に苦情申立てを行うことができる。この書面の提出先は総務部総合戦略課とする。

(4) 前記による苦情申立が行われた場合には、入札又は契約の中止、解除等が行われる場合がある。

7. 資料の閲覧

入札参加申込者に対する本工事の特記仕様書、関係図面、金抜設計書（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、次のとおり行う。

(1) 閲覧期間 令和4年6月1日（水）から令和4年6月21日（火）まで
ただし、土曜日、日曜日を除く。
午前9時から午後4時まで

(2) 閲覧場所 小城市役所 総務部総合戦略課総合戦略係 電話 0952-37-6110

(3) 複写申込み ダウンロード用 URL を送付するので閲覧場所で申し出ること。

8. 入札の日付及び場所並びに提出方法

本入札方法は、小城市電子入札執行要領に基づく電子入札とする。

(1) 入札期間 令和4年7月7日（木）午前8時30分から令和4年7月8日（金）午後5時までの電子入札システム稼働時間

(2) 開札日時 令和4年7月11日（月）午前9時30分から

(3) 開札場所 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2 小城市役所西館 2 階会議室

(4) 提出方法 電子入札システムにより、入札日時までに提出しなければならない。

(5) その他 工事費内訳書と現場代理人等配置予定事前届出書を入札書の提出締切日までに提出しなければならない。

9. その他

(1) 入札保証金

小城市財務規則（平成 17 年規則第 38 号）第 85 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づくときは、入札保証金の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、小城市財務規則第 104 条第 2 項の規定に基づくときは、契約保証金の納付を免除する。

(3) 落札者の決定

落札者は、入札書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格）以下の価格で入札書比較最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格を提示した者を落札者とする。

また、落札となるべき同価格の入札を行った者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(4) 契約の方法、契約締結の時期及び工事費の支払い方法

(ア) 契約は小城市建設工事請負契約約款により契約する。

(イ) 落札者との契約は仮契約とし、小城市議会の議決を経た場合に本契約とする。

(ウ) 完成前の工事費の支払いについては、小城市建設工事請負契約約款に定めるところにより行う。

(5) その他

(ア) 小城市建設工事最低制限価格制度事務処理要領の規定により見積もった入札金額が最低制限価格を下回る価格の時は、直ちに失格とする。

(イ) 小城市発注の工期が重複する近接した工事を、同一業者が落札し契約した場合は、設計変更により諸経費の調整を行う。

(ウ) 前金払 有（契約金額の 40%以内）

(エ) 部分払 有（小城市財務規則第 62 条第 3 項の規定による。）

(オ) 入札心得については、小城市ホームページ「<https://www.city.ogi.lg.jp>」に掲載しているので、確認すること。

10. 問い合わせ先

この工事の質問は、令和 4 年 6 月 1 日（水）から令和 4 年 6 月 22 日（水）までの午前 9 時から午後 4 時までに下記問い合わせ先のメールアドレスに提出し、到着確認のため電話連絡をすること。

なお、質問事項に対する回答は、小城市ホームページに随時掲載する。

問い合わせ先	小城市役所	総務部総合戦略課総合戦略係
	〒845-8511	佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電話番号	0952-37-6110	F A X 番号 0952-37-6163
メールアドレス	sogosenryaku@city.ogi.lg.jp	